

男鹿地区消防一部事務組合職員の惨事ストレス対策実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、男鹿地区消防一部事務組合職員安全衛生管理規程（昭和60年消本訓令第1号）に定めるもののほか、災害出動時等に起因する惨事ストレスの対策について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 惨事ストレス(CIS : critical incident stress) 凄惨な災害現場への出動等の業務に従事することにより、職員が受ける強い心理的な負荷をいう。
- (2) ストレス反応 呼吸・心拍数の増加、発汗等の身体的反応、現実感の消失、集中力の低下、フラッシュバック等の精神的反応、恐怖心、おびえ、怒りなどの情動的反応、落ち着きのなさ、過度の薬物利用（睡眠薬、精神安定剤、鎮痛剤等）などの行動的反應等の4分類の症状をいう。
- (3) PTSD (Post Traumatic Stress Disorder) 心的外傷後ストレス障害の略で、精神的衝撃を受けるトラウマ（心的外傷）体験にさらされたことで生じる特徴的なストレス症状群のことをさし、ストレス反応の症状が1ヶ月以上持続することにより顕著な苦痛感や、社会生活や日常生活の機能に支障をきたしている場合のことをいう。
- (4) 緊急時メンタルサポートチーム 総務省消防庁が所管する団体で、大規模災害、特殊災害が発生した場合において、現地の消防本部に出向き、惨事ストレス対策の支援をする団体をいう。

(対策の実施)

第3条 消防長は、職員に、惨事ストレス対策の必要性を理解させ、次に掲げる対策を推進しなければならない。

- (1) 惨事ストレス教育・研修対策
- (2) 凄惨な災害現場への派遣前・派遣中・派遣後等のメンタルヘルス対策
- (3) PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策
- (4) その他惨事ストレス解消のために必要な対策

(所属長等の責務)

第4条 所属長（消防次長・消防署長・課長・副署長・分署長）及び当直責任

者（以下「所属長等」という。）は、惨事ストレスについて、重要性を理解するとともに、所属職員に対し惨事ストレス対策を指導し、所属単位の研鑽の機会を設けなければならない。

2 所属長等は、所属職員がストレス反応の様相を呈している場合には、当該職員の惨事ストレスを発散させ、又は解消するために「職員同士が安心して語れる場」を設けるなど、適切な対処をするように努めなければならない。

（職員の責務）

第5条 職員は、惨事ストレスの発生要因等を正しく理解するとともに、自らの健康維持及びストレスに対処するための解消方法等を積極的に習得するよう努めるものとする。

（専門家によるストレスケア）

第6条 職員の惨事ストレスケアの実施に際して、医療上のカウンセリングが必要な場合は、次に定める専門機関に委ねるものとする。

- (1) 産業医
- (2) 緊急時メンタルサポートチーム
- (3) その他消防長が指定する専門機関

（庶務）

第7条 惨事ストレス対策に係る庶務は、消防本部総務課が処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。